

会社設立の前後（行政手続き）

1 税務と労務

（1）会社設立の関係

イ 税務署 ※事務所でを行います

法人税 : 『法人設立届出書』、『青色申告承認申請書』

消費税(例) : 『適格請求書発行事業者登録申請書』、『簡易課税選択届出書』

源泉所得税 : 『給与支払事務所開設届』、『納期特例承認申請書』

電子申告 : 『電子申告開始届出書』

ロ 県税・市役所 ※事務所でを行います

『法人設立届出書』、電子申告開始手続

ハ 年金事務所

『健康保険厚生年金の新規適用届』など

（2）従業員を雇用する場合

イ 労働基準監督署（労災保険）

『適用事業報告書』など

ロ ハローワーク（雇用保険）

『雇用保険適用事業所設置届』など

※ 生計を一にする親族は加入できません。

2 社会保険（健康保険・年金）の事務区分

（1）加入手続き・保険料計算 : 日本年金機構（例：熊谷年金事務所）

（2）健康保険の保険証発行や給付：協会けんぽ

3 住民税の特別徴収

手続き開始は、設立年の翌年1月末の給与支払報告書の提出からです。

雇用している従業員は、設立年の住民税は普通徴収となります。